

# 交通安全標語を作成しました わたる前 止まった車に 目であいさつ

問指導課 ☎724・2867 FAX050・3161・8122

2月に市内で発生した小学生の死亡事故を受け、町田警察署、南大沢警察署、町田市交通安全課及び教育委員会が協力して交通安全標語を作成しました。

この標語は、「道路を横断する際に、運転手が自分に気付いているかどうか確認することの大切さ」を訴えています。ご家庭でもこの標語を活用し、お子さんが安全確認の習慣を身に付けられるよう、ご協力をお願いします。



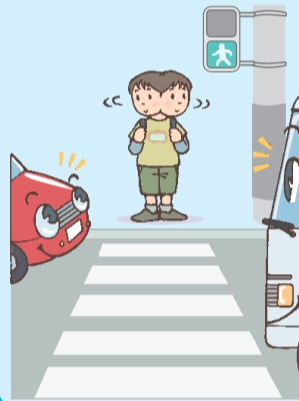
この標語をポスターにし、市内公立小・中学校の全学級に配布しました

## お互いのアイコンタクトが事故を防ぎます！

### ●歩行者・自転車の方

信号に従っていても、横断歩道を渡っていても、必ずしも安全ではありません。

右折や左折をする車、信号の変わり目で無理矢理交差点に進入してくる車、横断中の歩行者に気がついていない車などがあるかもしれません。必ず、右左(みぎひだり)の安全確認をして、車が止まっているか、運転手が自分に気がついているかなどを確認してから渡りましょう。



### ●ドライバーの方

**減速・徐行・一旦停止の徹底！**

アイコンタクトや、この3点を心がけて事故を防止しましょう！

選挙管理委員会委員長に坪義秋氏  
委員長職務代理者に大澤進氏  
委員に井上正行氏  
篠崎愛治氏が就任しました。

3月28日付けで、町田市選挙管理委員会委員に坪義秋氏、大澤進氏、井上正行氏、篠崎愛治氏が就任しました。

また、29日に開催された選挙管理委員会、委員長に坪義秋氏、委員長職務代理者に大澤進氏が選出され、同日付で就任しました。

問選挙管理委員会事務局 ☎724・2168 FAX724・1195

## 教育委員に

### 佐藤昇氏が再任

4月1日付けで、教育委員に佐藤昇氏が再任されました。任期は3年です。

また、佐藤氏は同日付けで教育委員長に選任されました。

問教育総務課 ☎724・2172 FAX050・3161・7906

## 議員選任の監査委員に

### 佐々木智子氏、戸塚正人氏が就任

4月1日付けで、市議会議員の中から選任する監査委員に佐々木智子氏、戸塚正人氏が就任しました。

監査委員は、地方自治体の行政運営に関し優れた識見を有する方2人と、市議会議員

2人の計4人で構成されており、市長が市議会の同意を得て選任します。

問監査事務局 ☎724・2547 FAX050・3161・7662

## 消防団長に

### 佐藤誠氏が再任

4月1日付けで、町田市消防団長に佐藤誠氏が再任されました。今回で2期目となり、任期は2年です。

佐藤氏は1978年に消防団に入団以来、副団長など要職を歴任し、2013年には

藍綬褒章を受章しています。今後も、市民の生命・財産を守るため、消防団の陣頭で指揮を執っていただきます。

問防災安全課 ☎724・3254 FAX050・3085・6519

# 高齢者向け給付金

## (年金生活者等支援臨時福祉給付金)

### ～対象者1人につき3万円を支給します

申請受付期間

4月19日(火)～8月19日(金)



厚生労働省  
給付金キャラクター  
カクニンジャ

問福祉総務課臨時給付金係 ☎724・4431 FAX050・3101・0928

町田市役所臨時福祉給付金  
専用コールセンター

# 0570・020・092

※ご利用には市役所までの通話料金がかかります。

受付時間

携帯電話からかける場合：☎042・710・8510

5月31日(火)まで＝午前8時30分～午後6時(土・日曜日、祝休日を含む)、6月1日(水)から＝午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝休日を除く)

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者の方に対して、「高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」を支給します。

申請期間は、4月19日～8月19日(消印有効)です。

対象と思われる方には、4月19日以降、順次申請書をお送りしますので、お手元に届いたら、お早めに申請して下さい。

### 支給要件

○支給対象者 ①②のいずれも満たす方

①平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者(未申請のため給付金を受け取っていない方も含む)

②平成29年3月31日までに65歳以上になる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)

○支給額 1人につき3万円(1回限り)

※平成27年度臨時福祉給付金の申請受付は、2月1日で終了しました。

※平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者は、①～③の要件をいずれも満たす方です。

①平成27年1月1日時点で町田市に住民票がある

②平成27年度の市民税が非課税

③次に該当しない

・市民税が課税されている方の扶養親族等

・生活保護等の受給者

※平成27年度の市民税は、平成26年分(平成26年1月1日～12月31日)の所得から計算されます。

## 郵送ではなく窓口での申請を希望する方へ～受付窓口のご案内

(受付窓口設置期間・場所・時間)

○4月19日(火)～28日(木)＝市庁舎1階イベントスタジオ(午前9時～午後4時)

○5月2日(月)～7月29日(金)＝市庁舎7階会議室7-3(午前8時30分～午後5時)

※土・日曜日、祝休日を除きます。

※各市民センター、各駅前連絡所等では受け付けません。

※その場での支給は行いません。

※混雑が予想されるため、郵送での申請にご協力下さい。